

4 施策の方向性

(1) 基本方針

①地域リハビリテーション支援体制の整備推進の理念

“地域リハビリテーション”に携わる人や組織を支援するための体制を「地域リハビリテーション支援体制」とし、本県の地域リハビリテーション支援体制の整備推進の理念を以下のように整理した。

<本県の地域リハビリテーション支援体制の整備推進の理念>

すべての人々が、本人の「したい生活」を実現できるように、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるよう関係機関等の支援体制の整備を図る。

「したい生活（望む生活）」は、一人ひとりの適切な自己選択と自己決定のもと、本人・家族・地域・専門職等が一体となって努力し実現していくことが求められる。

「したい生活（望む生活）」とは、一時的なものではなく、過去・現在・未来の連続した時間軸の中で捉えなければならないものである。本人の「したい生活（望む生活）」を引き出し、実現していくプロセスには、保健・医療・福祉等の多様な関係機関による専門的支援が欠かせない。地域の関係機関・専門職等のつながりを強化し、一連の支援にリハビリテーションの視点が組み込まれるよう促すことで、より効果的なサービス提供につながることを想定される。切れ目のない適切な支援を受けることにより、本人や家族がともに、よりよく・より豊かになっていくことは勿論、専門職等自身も、一人ひとりとの関わりを通じて学びや気づきを得て、よりよく・より豊かになっていくことを目指す。

一方で、関係機関・専門職等の支援だけでは、本人の「したい生活（望む生活）」は実現できない。本人の努力は勿論、家族や地域の支援が欠かせない。子供から大人まで地域住民一人ひとりの力（自助）と助け合いの力（互助）が最大限発揮されるよう、リハビリテーションの視点からその主体的活動を促進することで、障害児・者や高齢者を含めたすべての人々が、よりよく・より豊かに暮らすことの出来る地域社会を目指す。

つまり、本県の地域リハビリテーション支援体制の整備推進の理念とは、地域住民のみならず、そこに関わる専門職等や地域をも、よりよく・より豊かにすることを目指すものである。

②基本目標

上記の理念の実現に向けて、次の2つを地域リハビリテーション支援体制整備推進の基本目標に掲げる。

<地域リハビリテーション支援体制の整備推進の基本目標>

○基本目標Ⅰ 地域リハビリテーション支援体制の強化・充実

広域支援センター、県支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、地域リハビリテーション関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションのさらなる推進を図る。

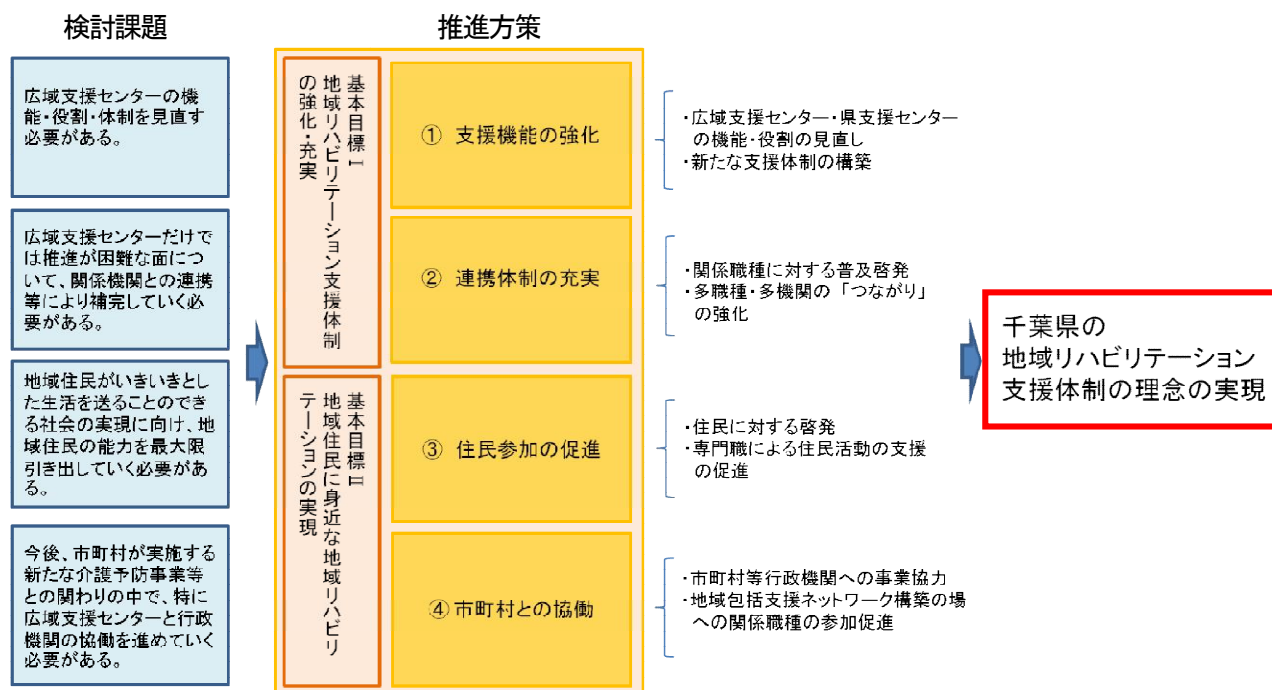
○基本目標Ⅱ 地域住民に身近な地域リハビリテーションの実現

地域組織や市町村等との協働により、地域住民の日常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進する。

(2) 推進方策

検討課題及び2つの基本目標を基盤として、「これからの千葉県の地域リハビリテーション支援体制に欠かせないこと」を整理し、以下のように推進方策を体系づけた。

図4-1 推進方策



以下、4つの推進方策について順に説明する。

① 支援機能の強化

○これからの広域支援センターが担うべき機能・役割については、千葉県の現状及び制度環境等の変化を踏まえ、機能・役割の中でも特に共通のニーズがあり優先順位の高いものをく全ての広域支援センターが果たすべき機能・役割>、取り組むにあたって各センターの裁量度が比較的高いものをく地域の実情に応じて取り組むべき機能・役割>に区分して位置づけることとする。

具体的には、広域支援センターの機能・役割を表4-1のとおり見直す必要がある。さらに、これに伴い、広域支援センターを支援する県支援センターの機能・役割についても表4-2のとおり見直す必要がある。

また、機能・役割の見直しに伴い、広域支援センターの指定基準の見直しも必要である。

表4-1：広域支援センターの機能・役割の見直し

現行指針における広域支援センターの機能・役割		今後広域支援センターが担うべき機能・役割
		<u><全ての広域支援センターが果たすべき機能・役割></u>
①市町村、保健所及び医師会などの地域リハビリテーション関係機関からなる「連絡協議会」を開催し、地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制を構築	→	①市町村、職能団体等の地域リハビリテーション関係機関からなる「連絡協議会」の開催を通じた地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制の構築
	新規	②地域包括ケアの推進に向けた市町村への事業協力
	新規	③リハビリテーション専門職の在籍していない地域リハビリテーション関係機関に対する相談支援
④地域リハビリテーション関係機関従事者への技術的援助	→	④研修等の実施を通じた地域リハビリテーション関係機関従事者の協働促進
⑤地域リハビリテーション関係機関や住民を対象とした研修会・講演会の開催	↗	
		<u><地域の実情に応じて取り組むべき機能・役割></u>
②リハビリテーション資源の調査・情報収集・提供	→	①地域診断と圏域課題の分析に基づく先駆的取組の実施
③圏域における課題の分析	↘	②一般住民に対する健康増進・介護予防等の取組支援
	新規	③資源が少ない領域の支援体制の構築
	新規	④災害時の地域リハビリテーション活動等その他地域リハビリテーションの推進に必要な取組
⑥地域リハビリテーション関係機関や住民への福祉用具・住宅改修の相談対応	—	

表 4-2：県支援センターの機能・役割の見直し

現行指針における県支援センターの 機能・役割		今後県支援センターが担うべき 機能・役割
①広域支援センターへの助言、人的支援及び リハビリテーションに関する研修を実施	→	①広域支援センターへの助言、技術的支援等による事業 協力
④広域支援センターとともに課題の分析・ 具体的事業計画の立案	新規	②広域支援センター相互の連携及び情報共有の促進
②関係団体へ医療機関との連絡調整を密に行う 「連絡調整会議」等の開催	-	
③医療・福祉に係るリハビリテーション資源の 調査・提供	→	③地域リハビリテーションに関わる先駆的事例の調査
	新規	④地域リハビリテーション関係機関の情報共有の促進
	新規	⑤地域リハビリテーション関係機関従事者の人材育成
⑤地域リハビリテーション関係機関や住民等を 対象とした講演会等の開催	→	⑥地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象 とした普及・啓発
⑦地域リハビリテーション推進事業の普及啓発	→	
⑥住民及び広域支援センターへの福祉用具、 住宅改修等の相談対応の支援	-	

○地域リハビリテーションの需要のさらなる増加が見込まれる中、広域支援センター単独で二次保健医療圏全体の広域支援を担う体制からの改革が必要である。

二次保健医療圏によって人口・面積・構成市町村数・資源状況等が大きく異なることから、1カ所の広域支援センターでは圏域全体の支援が難しい圏域に関しては、広域支援センターの支援機能を補完する役割を担う協力医療機関の指定等、新しい体制の構築が必要である。

さらに、千葉県を目指す地域リハビリテーション支援体制の実現のためには、職能団体及び市町村等行政機関の連携・協力は欠かせないことから、これらの団体に期待したい機能・役割を以下のように整理し、協働を働きかけていくことが重要である（表4-3、図4-2）。

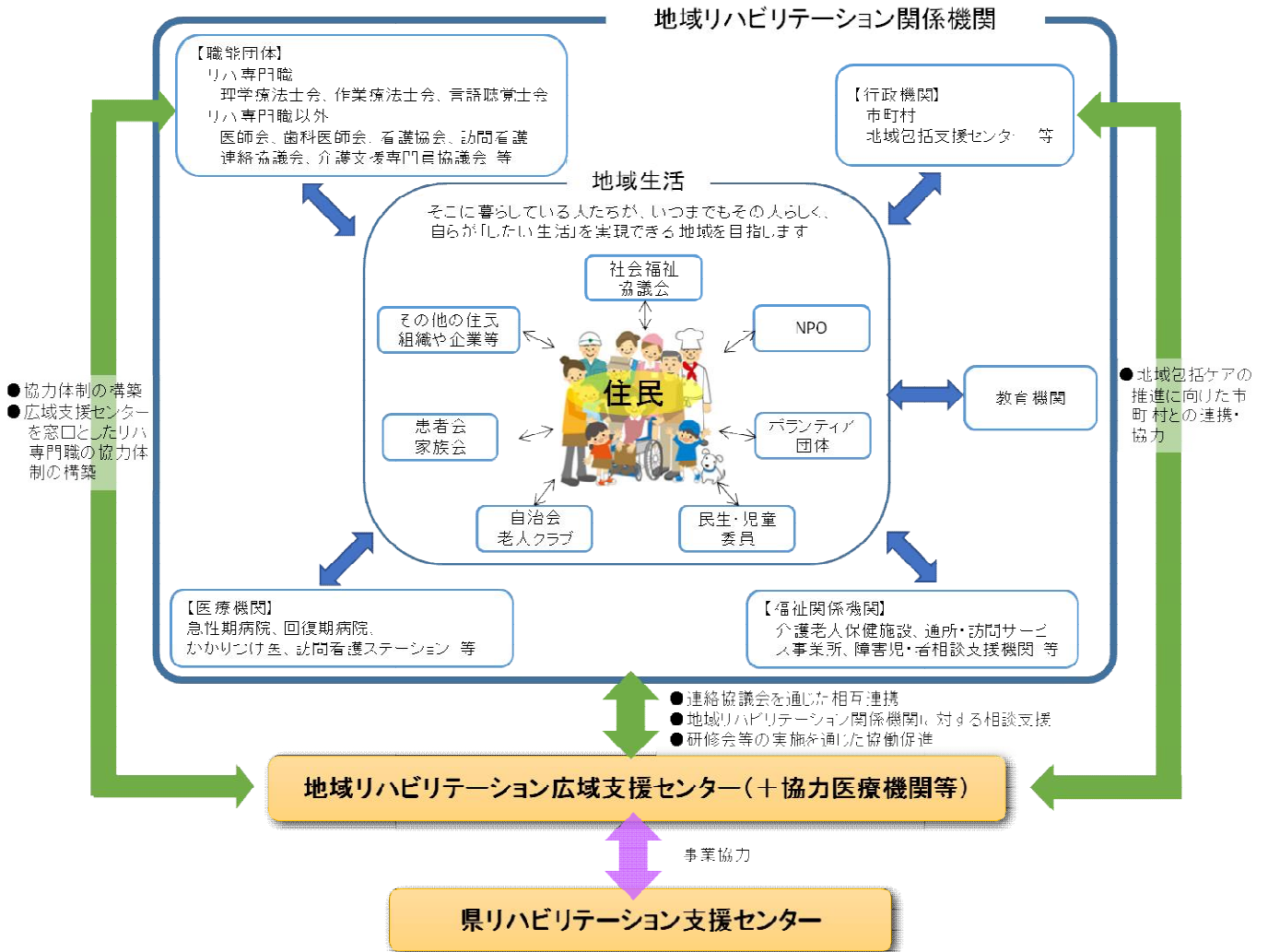
表4-3：新たな支援体制の構築に向け職能団体及び行政機関に期待したい機能・役割

	職能団体（リハビリテーション専門職） 〔理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会〕
①支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援センターと連携して、リハビリテーション専門職の協力体制の構築に努めるとともに、広域支援センターを窓口とした関係機関支援の促進に努める。 ・研修会や広報活動等を通じて、地域リハビリテーションに対する意識を向上させ、地域支援に携わるリハビリテーション専門職を増やすとともに、知識や技術の向上に努める。 ・他職能団体や地域の関係機関等との連携を強化し、職種を超えた人材育成及び地域支援機能の強化に努める。
②連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域で開催される連絡協議会への積極的参加・協力により、圏域ごとの連携体制の構築に寄与するとともに、地域リハビリテーションに係る現状と課題の共有及び解決に努める。 ・多職種・多機関による水平的な連携と、急性期・回復期・地域生活期等の垂直的な連携を強化し、適切なサービスの提供及び円滑な入退院支援に努める。 ・在宅療養者及びその家族（支援者）を主体とした生活支援の推進に努める。
③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して、健康増進や介護予防等の地域リハビリテーション推進に向けた啓発に努める。 ・地域住民の自助・互助による健康づくりと支え合いの推進に向け、職能を活かした活動支援に努める。 ・患者団体や家族会等の支援に努める。 ・学校教育におけるリハビリテーションの普及啓発に努める。
④市町村との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域特性、資源状況や施策の方向性等について、行政機関等との情報共有に努める。 ・地域ケア会議等の地域包括支援ネットワーク構築の場や、市町村介護予防事業等への専門職の参加促進に努める。 ・リハビリテーション資源の少ない市町村への支援に努める。

表 4-3：新たな支援体制の構築に向け職能団体及び行政機関に期待したい機能・役割（続）

	職能団体（リハビリテーション専門職以外） 〔 医師会、歯科医師会、看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会、薬剤師会、 介護支援専門員協議会、歯科衛生士会、ホームヘルパー協議会、社会福祉士会、栄養士会 等 〕
①支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援センターとの相互理解を推進し、広域支援センターとの相談・協力体制の構築に努める。 ・研修会や広報活動等を通じて、地域リハビリテーションの意義の啓発に努める。 ・他職能団体や地域の関係機関等との連携を強化し、職種を超えた人材育成及び地域支援機能の強化に努める。
②連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域で開催される連絡協議会への積極的参加・協力により、圏域ごとの連携体制の構築に寄与するとともに、地域リハビリテーションに係る現状と課題の共有及び解決に努める。 ・多職種・多機関による水平的な連携と、急性期・回復期・地域生活期等の垂直的な連携を強化し、適切なサービスの提供及び円滑な入退院支援に努める。 ・高齢者等に終末期まで切れ目のないリハビリテーションが提供されるよう、適切なケアマネジメントの促進に努める。 ・在宅療養を必要とする方の主体的生活の継続を支援するために、あらゆる状況に応じた適切なリハビリテーション（障害児・者等へのリハビリテーションや終末期のリハビリテーション等を含む）を提供できるよう、医療・介護の連携強化に努める。
③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して、健康増進や介護予防等の地域リハビリテーション推進に向けた啓発に努める。 ・地域住民の自助・互助による健康づくりと支え合いの推進に向け、職能を活かした活動支援に努める。
④市町村との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携の要になりうるリハビリテーションの視点をもった専門職の増加に努める。 ・行政機関との連携により、予防的ケアが必要な方の支援に努める。 ・広域支援センター等と協働し、地域に不足している地域リハビリテーション関連資源等を検討するとともに、多職種と協働して新たな社会資源の開発と既存資源の活用促進に努める。 ・地域ケア会議等の地域包括支援ネットワーク構築の場や、市町村介護予防事業等への専門職の参加促進に努める。
	行政機関 〔 市町村、地域包括支援センター 等 〕
①支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援センターとの相談・協力体制の構築により、地域住民の予防的リハビリテーションの推進に努める。 ・研修会や広報活動等を通じて、地域リハビリテーションの意義の啓発及び地域の多職種協働の促進に努める。 ・広域支援センター及び住民組織等と協働して地域の課題解決に努める。
②連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域で開催される連絡協議会への積極的参加・協力により、圏域ごとの連携体制の構築に寄与するとともに、地域リハビリテーションに係る現状と課題の共有及び解決に努める。 ・保健・医療・福祉・教育等の関係分野の職員が地域リハビリテーションの視点をもって業務に取り組むことにより、領域横断的な連携の促進に努める。 ・高齢者等に生涯を通じて切れ目のないリハビリテーションが提供されるよう、適切なケアマネジメントの促進に努める。
③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座等にリハビリテーションの視点を積極的に導入し、地域住民への啓発に努める。 ・地域住民の自助・互助による健康づくりと支え合いの取組を促進するとともに、広域支援センター等と協働し、その支援に努める。 ・地域リハビリテーション関係機関による住民向け講習会等の開催支援に努める。
④市町村との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域特性、資源状況や施策の方向性等について、地域の関係機関及び地域住民等との情報共有に努める。 ・広域支援センター等と協働し、地域に不足している地域リハビリテーション関連資源等を検討するとともに、多職種と協働して新たな社会資源の開発と既存資源の活用促進に努める。 ・地域ケア会議等を開催し、住民組織や多職種・多機関による地域包括支援ネットワークの構築に努める。

図4-2 地域リハビリテーション支援体制の目指す姿



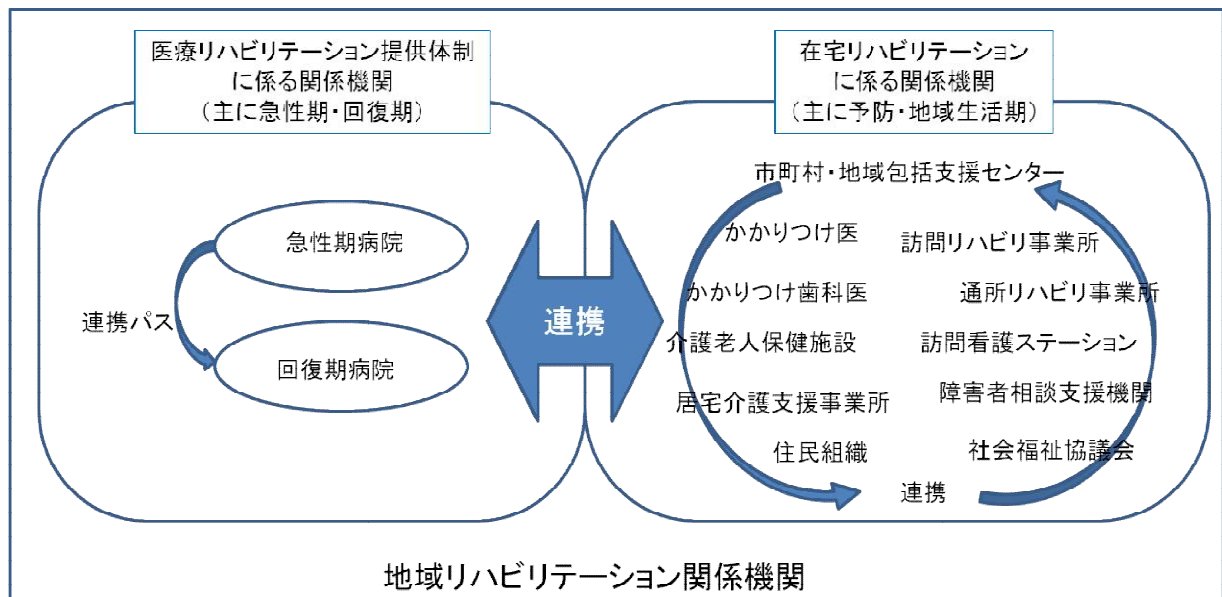
②連携体制の充実

○地域リハビリテーションとは、リハビリテーション専門職のみによって行われるものではなく、保健・医療・福祉等の様々な職種の間が欠かせない。地域リハビリテーションの理念、本推進事業の方針及び概念等を広く周知し、関係職種の積極的な活動を促していく必要がある。

○地域リハビリテーションに携わる様々な分野の専門職等のつながりを強化するためには、各職能団体等の代表が一体となって地域リハビリテーションの課題及び推進方法の検討に努めることが重要である。地域リハビリテーション協議会の他、圏域ごとの会議等を通じて、職能団体等の組織間連携を強化していく必要がある。

○また、地域リハビリテーション関係機関には、医療リハビリテーション提供体制に係る関係機関と在宅リハビリテーションに係る関係機関とがある。前者は地域医療構想の推進等を通じた病床機能の分化と連携、後者は地域包括ケアシステムの構築と密接に関係し、それぞれ体制構築が進められているところである。地域リハビリテーションの推進のためには、広域支援センターを中心とした二次保健医療圏単位で、双方が必要とする情報を伝達し合い、課題の把握と解決に努めることにより、保健・医療・福祉等の分野の垣根を超えた関係機関のつながりを推進していくと同時に、圏域外の先駆的取組等を取り入れることができるよう、県内全域での情報共有体制を構築していく必要がある。

図4-3 地域リハビリテーション関係機関



③住民参加の促進

○高齢者や障害児・者等を含めたリハビリテーションやケアを必要とする人々がいつまでもいきいきとした生活を送ることができる地域づくりは、地域住民自らが主体となって実現していくことが求められている。地域住民の意欲を引き出すために、地域リハビリテーションの理念や意識の啓発が必要である。

○また、地域住民がより効果的に健康増進や介護予防に取り組むことができるよう、リハビリテーション専門職や保健師を初めとした関係職種による住民の主体的活動への専門的助言やボランティアの育成等の支援を促進する必要がある。

○なお、上記は住民の主体的活動を前提としているが、その基盤づくりには地域組織や教育機関等が大きな役割を果たすことが期待されることから、これらの地域リハビリテーション関係機関への働きかけが重要である。

【地域組織（社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、民生・児童委員、自治会、老人クラブ、患者会、家族会等）】

高齢者や障害児・者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには継続的な見守りが必要であるが、日々の生活に密着した支援は地域にしか担うことが出来ない。また、各地域組織が、自主的活動にリハビリテーションの視点を取り入れることにより地域全域への活動の広がりが、当事者相互の交流の機会や情報交換の場等を設けることにより高齢者や障害児・者等の社会参加の促進等が期待される。

【教育機関】

各教育機関がリハビリテーション教育の機会を積極的に設けることにより、適切な健康感やノーマライゼーションの考え方等の養成が期待される。

④市町村との協働

○今後の地域リハビリテーションの推進にあたっては、高齢者や障害児・者等の地域生活を支援する市町村との協働が欠かせない。今後急速な高齢化が見込まれる中、特に介護予防事業において、市町村及び地域包括支援センターへのリハビリテーション専門職等の事業協力が必要とされている。介護予防事業等への事業協力を通じて、市町村等行政機関と広域支援センターの連携を強化していく必要がある。

○また、今後の地域リハビリテーションは、各市町村の進める地域包括ケア等の政策と関わり合い、一体となって推進していくことが重要である。市町村によって地域の特性や社会資源等は異なることから、地域ケア会議等の地域の医療・介護職や住民組織等による地域包括支援ネットワークの構築プロセスへのリハビリテーション専門職等の参加を促進していく必要がある。